

平成23年 8月24日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 岡本真理 殿

大阪大学総務企画部長

中村信一



交渉ルールについて

このことについて、平成23年8月2日の団体交渉時に、大学側から交渉ルール案として協定案を提示しておりますが、現時点では貴組合からそれに対するご返答をいただいております。

しかし、同月22日の中央労働委員会での調査の席上、同委員会の委員から、同月12日付けで大阪大学教職員組合（以下「大学教組」という。）から提示のありました協定案（別添ファイル参照）の「覚書」以外の部分については、貴組合も基本的には同一の見解である旨の説明を受けました。

他方、「覚書」の部分につきましては、大学教組が提示した協定案とは異なるお考えがあるかと思しますので、貴組合のお考えをお示しいただき、その上で交渉ルールについての労使間での合意に向けて、早急に協議の場を持ちたいと考えております。

なお、大学教組に対しては、同組合の意向を十分尊重した上で作成した大学側の再検討案を提示する予定ですが、貴組合に対しても同様のものを別紙のとおりお示しさせていただきます。

また、今回は日程も限られていることから、よりスムーズに労使協議が実施できるよう調整のいかんによっては、とりあえず勤務時間内に「予備交渉」のような形で協議を行うこともやぶさかではございません。

（※ 大学教組からは、この件に関しまして、別途団体交渉の要求がありましたので、これから日程を調整する予定です。）

つきましては、まずはこれらに対する貴組合のお考えを8月26日（金）13時までにご返答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上

(別紙)

団体交渉のルールに関する協定（案）

国立大学法人大阪大学（以下「大学」）と大阪大学箕面地区教職員組合（以下「組合」）は、団体交渉のルールについて、次の協定を締結する。

1. 団体交渉の開催日時および場所に関しては、大学と組合の双方が互いに相手方の立場を尊重し、双方合意の上決定する。
2. 当分の間、大学と組合との団体交渉は、以下の覚書に沿って試行し、不都合が生じた場合は、その都度、大学と組合との間で協議するものとする。

《覚書》

1. 団体交渉の場所は、原則として、本学本部事務機構が所在する吹田地区と組合事務室が所在する箕面地区で交互に行うものとする。
2. 団体交渉は、以下の時間帯に順次開催する。ただし、交渉の時間帯については、この順序にとらわれることなく、大学と組合との間で弾力的に決定するものとする。
 - イ 正午から午後1時まで
 - ロ 勤務時間外の夕方1時間
 - ハ 勤務時間内の1時間ただし、交渉時間は、大学と組合の合意により延長することもある。この場合、延長時間は1時間を上限とする。
3. 組合は、団体交渉の出席者名簿を事前に大学に提出するものとし、組合側の交渉出席者数は、大学が必要と認めた場合を除き、原則として8名以内とする。

以 上

平成23年 8月24日
国立大学法人 大阪大学

団体交渉のルール化に関する阪大教職員組合の所見と協定案の提示について

2011年8月2日、大学側より、「団体交渉の試行ルールに関する協定（案）」が提示されましたので、それに対する返答並びに大阪大学教職員組合（以下「組合」）からの協定に関するご提案をさせていただきます。

そもそも団体交渉を開催するにあたって前提となる条件が必要であるという考え方には、これは組合活動を制約するものであり、大学と組合が対等の立場で話し合いを行うという基本的な概念からすれば、到底受け入れられるものではありません。しかしながら、この「入り口での議論」ばかりがめだって、交渉の中身で議論できていない現状は、多くの大学の構成員にとって問題であり、大学・組合双方にとっても望ましいことではありません。組合はできるだけ早急に「入り口での議論」を終え、数多く大学内外に堆積している問題に関して、真摯に大学側と話し合いを行いたい所存です。

そこで、組合は団体交渉が円満に行えるものであるならば、何らかのルール化も受け入れざるえないものと判断いたしました。しかしながら、大学側から提案された協定案にはそのまま受け入れることのできない内容も幾つかございますので、組合側から改めて次のような協定案を提示したいと思います。この協定案についてご検討いただきますようお願いするとともに、この件に関して交渉の場を設定されることを要望します。交渉の日程については、改めて組合の方から提案いたします。

団体交渉のルールに関する協定（案）

国立大学法人大阪大学（以下「大学」）と大阪大学教職員組合（以下「組合」）は、団体交渉のルールについて、次の協定を締結する。

1. 団体交渉の開催日時および場所に関しては、事前に協議を行って決定する。
2. 勤務時間内に団体交渉を行う場合は、お互いの立場を尊重する。
3. この協約にそって2年間試行し、問題が生じた場合には2年後再度協議する。

《覚書》

大学と組合は、「お互いの立場を尊重する＝紳士協定」として、次の内容をお互いの共通認識として確認する。

1. 団体交渉の場所は、特段の支障がない限り、原則として大学の本部事務機構が所在する吹田地区とする。

2. 団体交渉は以下の時間帯に開催するが、開催順次は固定したものではなく、弾力的に決めるものとする。

イ、正午から午後1時まで

ロ、勤務時間外の夕方1時間

ハ、勤務時間内の1時間

但し、交渉時間はお互いが合意できれば延長することもできる。この場合、延長時間は1時間を上限とする。

3. 勤務時間内に団体交渉を行う場合、組合の交渉出席者は8名以内とする。組合は事前
に出席者の名簿を提出する。